

② アドバイザー派遣事業



団体の自立運営等を目指す自治会・町内会が抱える課題の解決に向けて、アドバイザーを派遣します。

▶ 派遣対象者

地域コミュニティ再生支援事業補助金の補助対象者

※補助金を活用していない団体や補助対象期間が終了した団体を含む。
※派遣可能回数：1団体当たり最大4回まで



これまで実施してきたアドバイザー派遣の一例

- より多くの声を集める会議の運営方法とは
- 防災意識の啓発と各種防災マニュアルの策定について
- 多世代交流型の自治会活動を展開するためには
- 自治会役員の負担軽減策について
- 若い世代を地域づくりに巻き込むには
- 現状に合わなくなった規約等の見直しについて
- 役員同士の連絡、広報手段としてLINEやZOOMの導入

ご相談に応じて様々なアドバイザーの派遣を行うことができます

アドバイザー派遣の費用は

(講師料、講師の交通費・宿泊費等)

本事業が補助します。(上限あり)

講師の日程を含め、調整に時間がかかりますので、早めにご相談ください。

利用にあたっての留意事項

派遣を希望する

アドバイザーがいる場合は相談時にお知らせください。

(希望に沿えない場合があります)

お呼びしたい方が分からない場合でも

課題や悩み事などに応じて適切なアドバイザーを探します。



本事業の担当課

宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課

住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

電話：022-211-2424 FAX：022-211-3519 メール：denshoh@pref.miyagi.lg.jp

(電話受付時間：8時30分から17時15分まで)

ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/komyu.html>

申請相談・申請書の提出先について

宮城県からの委託事業者が対応します。

詳細の問い合わせ先は、上記ホームページによりお知らせします。

令和8年度 宮城県

地域コミュニティ再生支援事業

狙い

災害公営住宅等における新しい地域コミュニティ機能の強化や、地域の活性化に向けた活動を支援するため、自治会等が自発的、主体的に取り組む地域コミュニティ活動をサポートします。

本事業のメニュー

- ① 地域コミュニティ再生支援事業補助金
- ② アドバイザー派遣事業

制度を改正しています!

自治会の自立的運営を促すため、令和8年度から制度が変更となります。申請を検討している団体は、本パンフレットや補助金の手引き等を必ずご一読ください。

① 地域コミュニティ再生支援事業補助金

災害公営住宅等への入居に伴う新たな地域コミュニティ活動等に要する経費について、これを行う自治会等に対して補助金を交付します。

▶ 制度改正の概要

- 補助対象者… 新規申請受付は令和7年度で終了しました。
- 補助対象事業… 人間関係づくりなど、本事業の目的に対してより効果が見込まれる事業・取組に限定されます。
- 補助対象経費… 補助対象経費が限定されます。
- 補助限度額… 世帯数ごとの基準額が一律で引き下げとなります。
- 補助率… 申請3年目未満の補助率が10/10から2/3へ引き下げとなります。
- 概算払い… 支払回数が2回から1回へ、支払上限額が交付決定額の8割までから5割までに引き下げとなります。
- 事業実施期間… 交付決定日から1月31日までとなります。

▶ 補助対象者

令和7年度までに本補助金により補助事業を実施している以下の団体(申請年数2～5年目の団体)

- 災害公営住宅等に設立された自治組織等の住民団体(設立準備会を含む。)
- 災害公営住宅等の住民の受け入れ先となった既存の自治会等の住民団体

「災害公営住宅等」とは以下の4つの復興事業となります

- ① 災害公営住宅整備事業
- ② 防災集団移転促進事業
- ③ 復興土地区画整理事業
- ④ 漁業集落防災機能強化事業

▶ 補助対象事業

災害公営住宅等におけるコミュニティ再生のための活動(以下に記載の事業、取組が対象)

1. コミュニティ形成事業

- ① サロン活動
料理教室、手芸教室、工作教室、健康体操
- ② 一斉清掃及び住民交流会
一斉清掃実施後に住民交流会を開催するものが対象
- ③ 祭り
自治会・町内会を構成する住民が参加することを目的に開催する祭りが対象

2. 震災経験伝承事業

- ① 自主防災訓練
避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練
※市町が実施する防災訓練等への参加は対象外
- ② 防災研修会
震災伝承施設の訪問、防災講座の受講
- ③ 防災マップ等の作成
防災マップ作成に向けたワークショップ、まち歩きによる危険箇所確認

▶ 補助期間(補助回数)

単年度あたりの申請は1団体1回(複数事業・複数イベント等、年間を通した事業の申請)
1団体あたり最長3年間(ただし、自立化促進のために必要と認められる場合に限り、4年目・5年目の申請を可とする)(毎年度申請が必要)
※例: 令和元年度、令和2年度に補助金を活用した団体の場合、令和8年度申請で3年目となります。

▶ 補助限度額及び補助率

申請年数(補助率)	補助下限額	補助上限額		
		100世帯未満(50万円)	101～200世帯(75万円)	201世帯以上(100万円)
2～3年目(補助率2/3)	100,000円	333,000円	500,000円	666,000円
4年目(補助率1/2)	無し	250,000円	375,000円	500,000円
5年目(補助率1/3)	無し	166,000円	250,000円	333,000円

※補助上限額の世帯数は、4つの復興事業で入居又は転居された住民の世帯数です。
※補助上限額=世帯数に応じた()書きの金額×申請年数に応じた補助率(千円未満の端数切り捨て)
※表の補助上限額は目安です。補助金額は審査により減額となる場合があります。

▶ 補助対象経費

補助対象事業や取組内容に応じて、補助対象経費が異なります。また、一部の経費には上限額があります。詳しくは県ホームページに掲載の「補助金の手引き」をご覧ください。

- 報償費(語り部プログラムに係る受講料)
- 食糧費(1名あたり合計500円以内の茶菓代及び食材費)
※アルコールは対象外
- 消耗品費(文具、日用品、原材料費、燃料費など)
- 備品購入費(リース・レンタル等による物品・機器の調達が困難な場合における単価5万円以上の物品購入費)
- 委託料(団体及び住民では実施が困難な業務に係る外注費)
- 旅費交通費、印刷製本費、保険料、使用料及び賃借料、その他

消耗品費・備品購入費について

本事業は備品等の購入を目的とするものではなく、補助事業を通じた住民関係等の構築などのソフト面の施策を重視しています。このため、「事業の実施に必要な不可欠なもの」「リース・レンタル等で調達できないもの」などの条件がありますので、参加住民からの借用や持ち寄りなども含め計画してください。

▶ 募集期間

第1回

5月11日(月)～5月22日(金)

第2回

7月6日(月)～7月17日(金)

※交付申請手続きに関する相談については、原則電話やメール等にて承ります。必要な場合は、各団体1回まで訪問対応を行いますので、希望される場合は委託事業者までお問合せください。
※交付申請手続きの相談や訪問希望については、できるだけ募集期間を避けて、早めのご相談をお願いします。

▶ スケジュール

